

# 帯広市地域生活支援拠点等 ガイドライン

当ガイドラインは、令和6年3月1日時点の状況で作成したものであり、令和6年度報酬改定を反映していません。加算の取得等の参考とするにあたってはその点にご留意ください。令和6年度報酬改定を反映した内容は、令和6年6月6日（木）を目処に改版予定です。

**令和6年4月1日**

**帯広市障害福祉課**

## 目次

1. 地域生活支援拠点等について……………p1
2. 地域生活支援拠点等の機能について……………p3
  - (1)相談……………p3
  - (2)緊急時の受入れ・対応……………p7
  - (3)体験の機会・場……………p11
  - (4)専門的人材の確保・養成……………p12
  - (5)地域の体制づくり……………p12
3. 地域生活支援拠点等の登録について……………p13



# 1. 地域生活支援拠点等について

## (1) 整備の趣旨

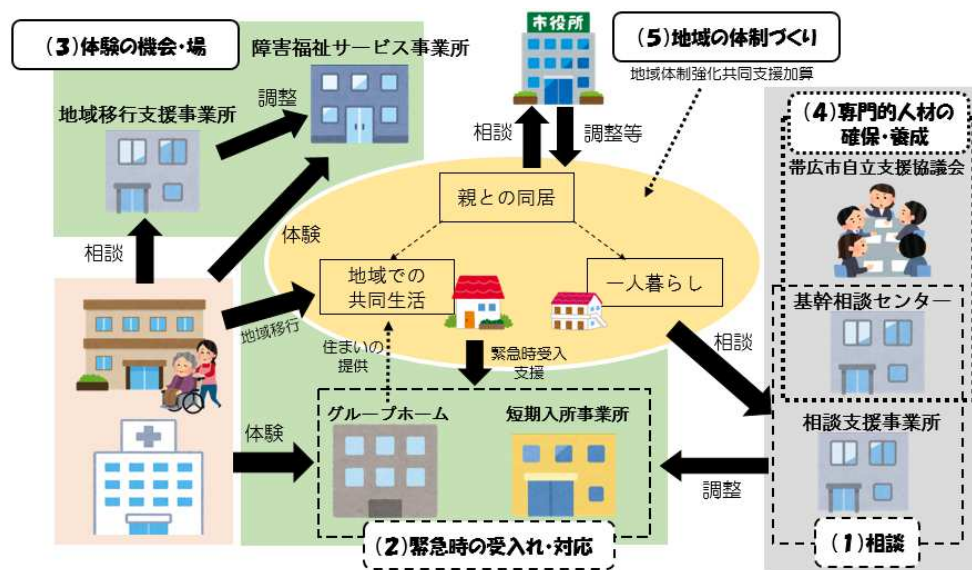
障害児・者（以下、「障害者等」という。）の重度化や高齢化、「親なき後」に備えるとともに、地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等（以下、地域生活障害者等という。）が安心して自立した日常生活・社会生活を営むことができるように地域全体で支えるサービス提供体制を整備するもの。

## (2) 整備の目的

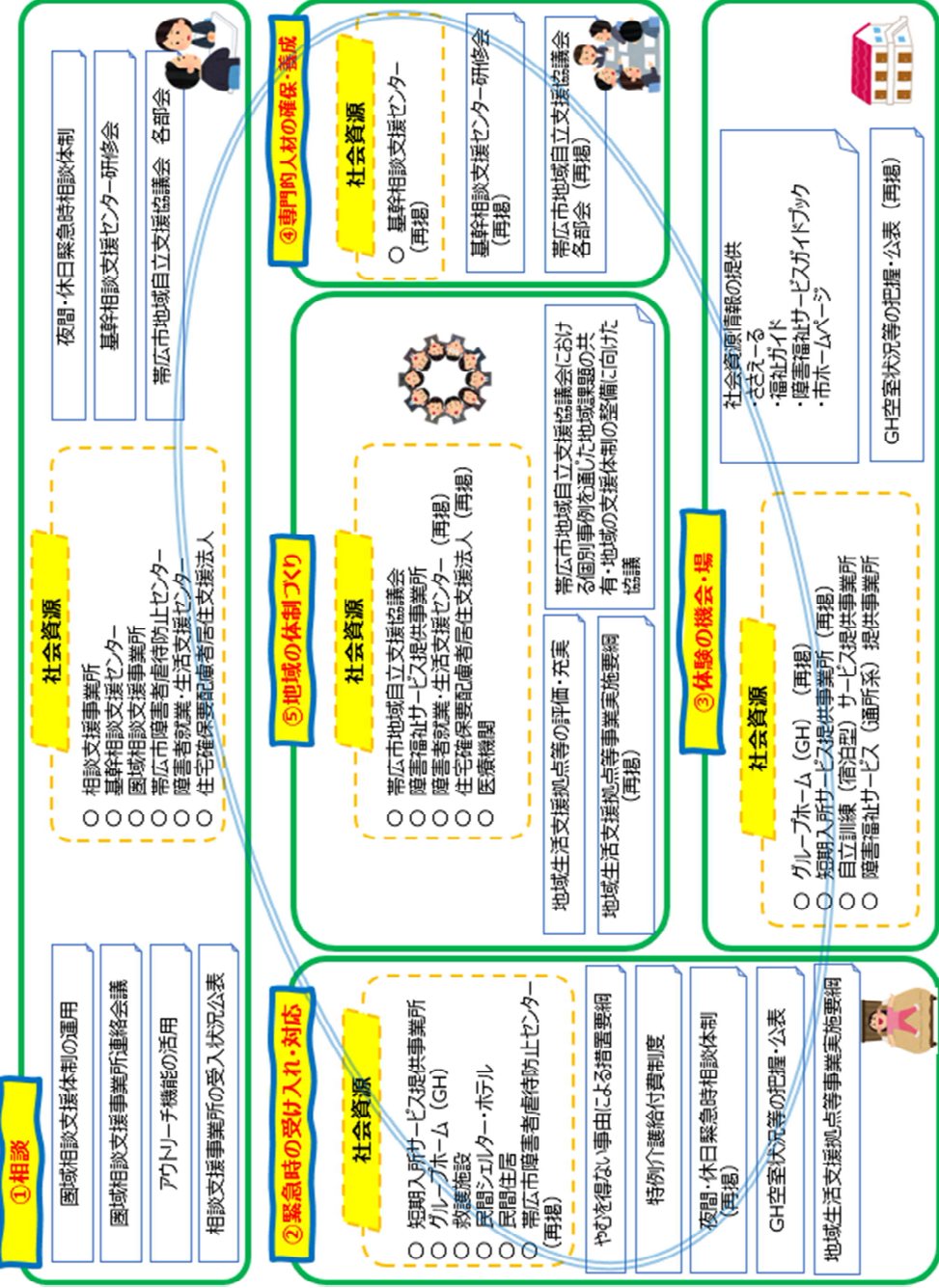
- i) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施、短期入所等の活用  
⇒地域における生活の安心感を担保する機能の確保
- ii) 体験の機会の提供により施設等や親元からグループホーム・一人暮らし等へ生活の場を移行しやすくする支援の提供  
⇒地域生活障害者等の地域での生活を支援

## (3) 整備の類型

- 複数の機関が分担して機能を担う面的な体制整備（面的整備型）  
⇒既存の地域資源を結ぶネットワークを強化し、相互で機能を分担



# 地域生活支援拠点等形成イメージ



## 2. 地域生活支援拠点等の機能について

帯広市では地域生活支援拠点等における機能として次の5つを整備。面的整備型では複数の機関が分担して地域生活障害者等の生活を支えることになるため、各機関の連携が重要。

### (1) 相談

緊急時の支援が見込めない地域生活障害者等に対して、常時の連絡体制の確保等に加え、障害特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能。

#### i) 機能を担う事業所

相談支援事業所、障害児相談支援事業所、帯広市

#### ii) 対象者

親なき後や緊急時に備え、予防的に支援体制構築が必要な地域生活障害者等  
○想定される対象者と対応が想定される事業所

対象者	対応する事業所
相談支援利用者	担当の相談支援事業所 等
相談支援未利用者	基幹・圏域相談支援事業所、帯広市 等

※障害福祉サービス未利用者で障害福祉サービスの新規利用を希望する障害者等は申請の際に以下の書類の添付が必要になります。

種別	手続きに必要な書類
身体障害者	・身体障害者手帳
知的障害者	・療育手帳 等
精神障害者	・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療（精神通院）受給者証 ・診断書（Fコード） 等
難病患者	・特定医療費（指定難病）受給者証 ・指定難病であることがわかる診断書 等
障害児	・障害者手帳 ・特別児童扶養手当の受給を証明する書類 等

### iii) 役割

事前に緊急事態が起こった後のことを想定したニーズの確認やサービスの調整、連絡フローの構築、情報連携等の予防的な支援体制の構築を行う。また、実際に緊急事態が起こった場合の相談窓口やサービスの利用調整。

事業所	役割	取り組む内容
相談	<ul style="list-style-type: none"><li>・緊急時の支援が見込めない地域生活障害者等（相談支援利用者）を把握する。</li><li>・緊急時の必要なサービスの調整</li><li>・「親なき後」後を見据えたニーズ確認</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・緊急時に向けた障害福祉サービス（短期入所等）の提案。利用の希望がある場合は、調整</li><li>・緊急時に支援が必要な地域生活障害者等（相談支援利用者）のリスト作成及び保管</li><li>・緊急時の対応について支援者等と情報を共有</li><li>・「親なき後」後を見据えたサービスニーズを把握。必要に応じて調整</li></ul>
基幹圏域	<ul style="list-style-type: none"><li>・本人や家族、地域からの相談などで、緊急時に支援が見込めない隠れた地域生活障害者等（相談支援未利用者）の把握及び情報の整理</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象の地域生活障害者等（相談支援未利用者）や家族等の主たる介護者の状況を確認し、場合により障害福祉サービス（短期入所等）につなげる</li><li>・対象の地域生活障害者等（相談支援未利用者）や家族等の主たる介護者が障害福祉サービスの利用を希望しない場合は、緊急時の相談窓口となり、緊急時に情報提供できるように情報を整理する（短期入所等につなげることを想定）</li></ul>

### iv) 緊急時に支援が見込めない地域生活障害者等の判断基準

緊急時に支援が見込めない地域生活障害者等は次の二つの軸を基準とする。リスクが高い場合は、緊急時を想定した予防的な支援体制を構築する。

#### ◎支援者（家族）の支援力

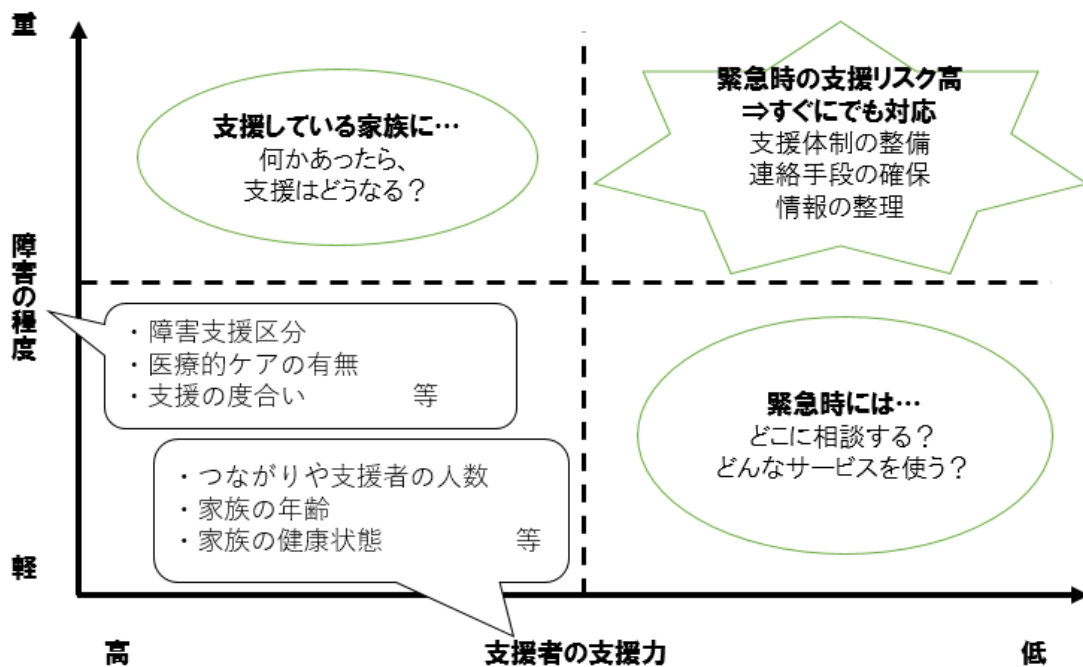
- ・主たる介護者が急病を患った等の場合、他の介護者を確保できるか。

#### ◎障害の程度

- ・本人の障害の特性により、支援の量が多い・質が高いと見込まれる。

優先順位	考え方
最優先	「障害の程度＝重」＋「支援者の支援力＝低」 →緊急時の支援リスクが高いため、すぐにでも対応が必要
優先	「障害の程度＝重」＋「支援者の支援力＝高」 →支援している家族に何かあった時を中心に考える。
	「障害の程度＝軽」＋「支援者の支援力＝低」 →本人に緊急事態があったときにどうするかを中心に考える。
低優先	「障害の程度＝軽」＋「支援者の支援力＝高」 →緊急時へのリスクが低いので他の人を優先できる。

※ただし、必ずしも上記の基準のみを判断基準とはせず、状況・必要に応じて柔軟に対応する。



#### v) 緊急時として想定される事例

- 介護者の急病等
- 介護者を起因としない、リスケジュールが困難な予定（葬祭関係・急な出張等）が2日前に入った場合
- 地域生活障害者等の状態変化により現状の生活維持が困難になった場合
- 地域生活障害者等から介護者へ、または、介護者から地域生活障害者等への他害行為により両者を分離する必要がある場合



---

#### vi) 留意点

○緊急時の対応等も想定し、支援者に対して速やかに連絡をとれる体制の構築が必要。なお、必ずしも事業所として24時間体制である必要はないが、緊急時の支援度合いが高い地域生活障害者等については、支援者間で夜間帯の緊急対応について協議しておく必要がある。

## (2)緊急時の受入れ・対応

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者等の急病や地域生活障害者等の状態変化等が生じた場合の緊急時の受入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

※「緊急時」については、2-(1)-ivを参照。

### i) 機能を担う事業所

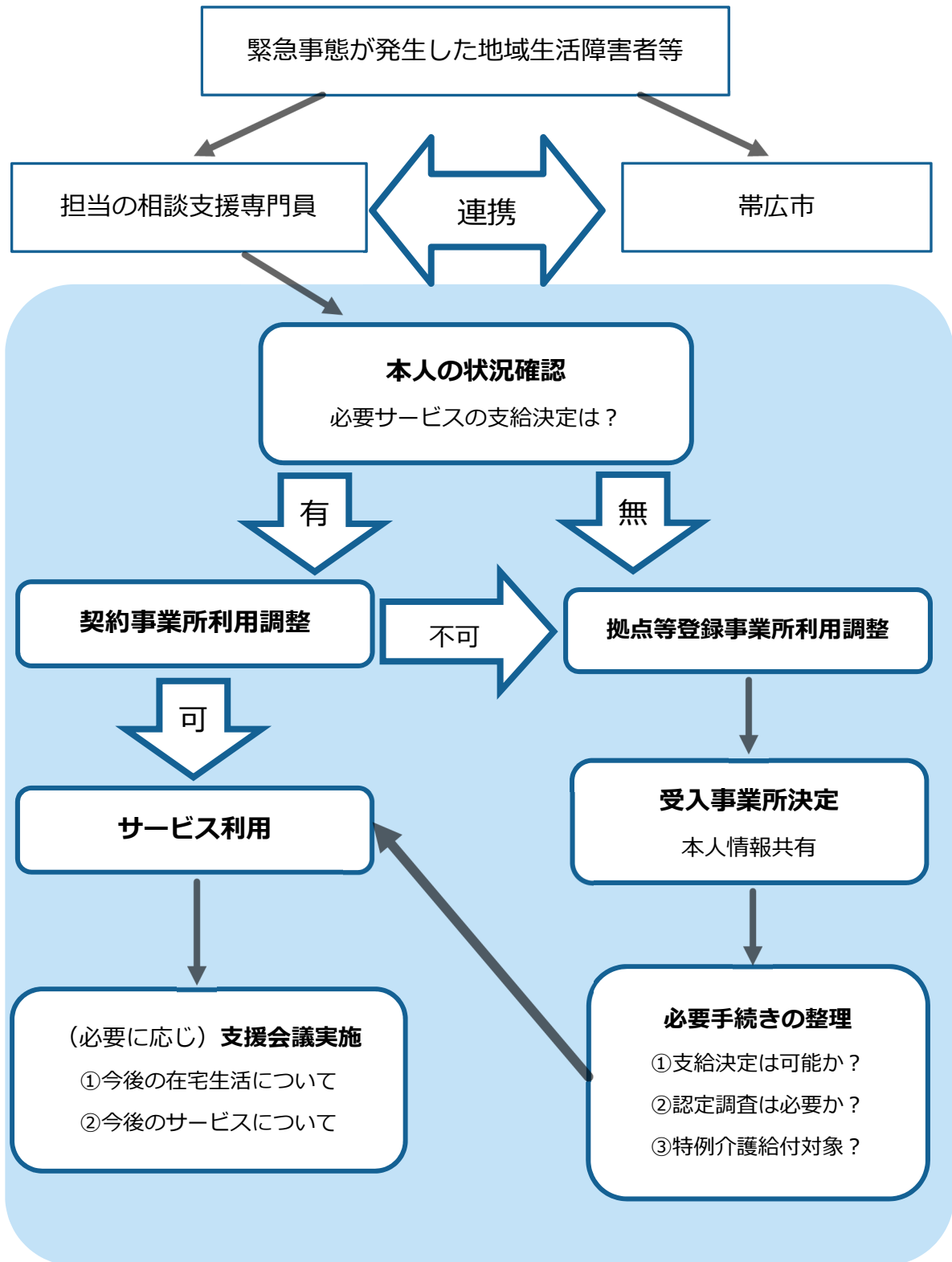
計画相談・障害児相談支援事業所、短期入所事業所、ヘルパー系事業所  
自立生活援助事業所、地域定着支援事業所 等

### ii) 役割

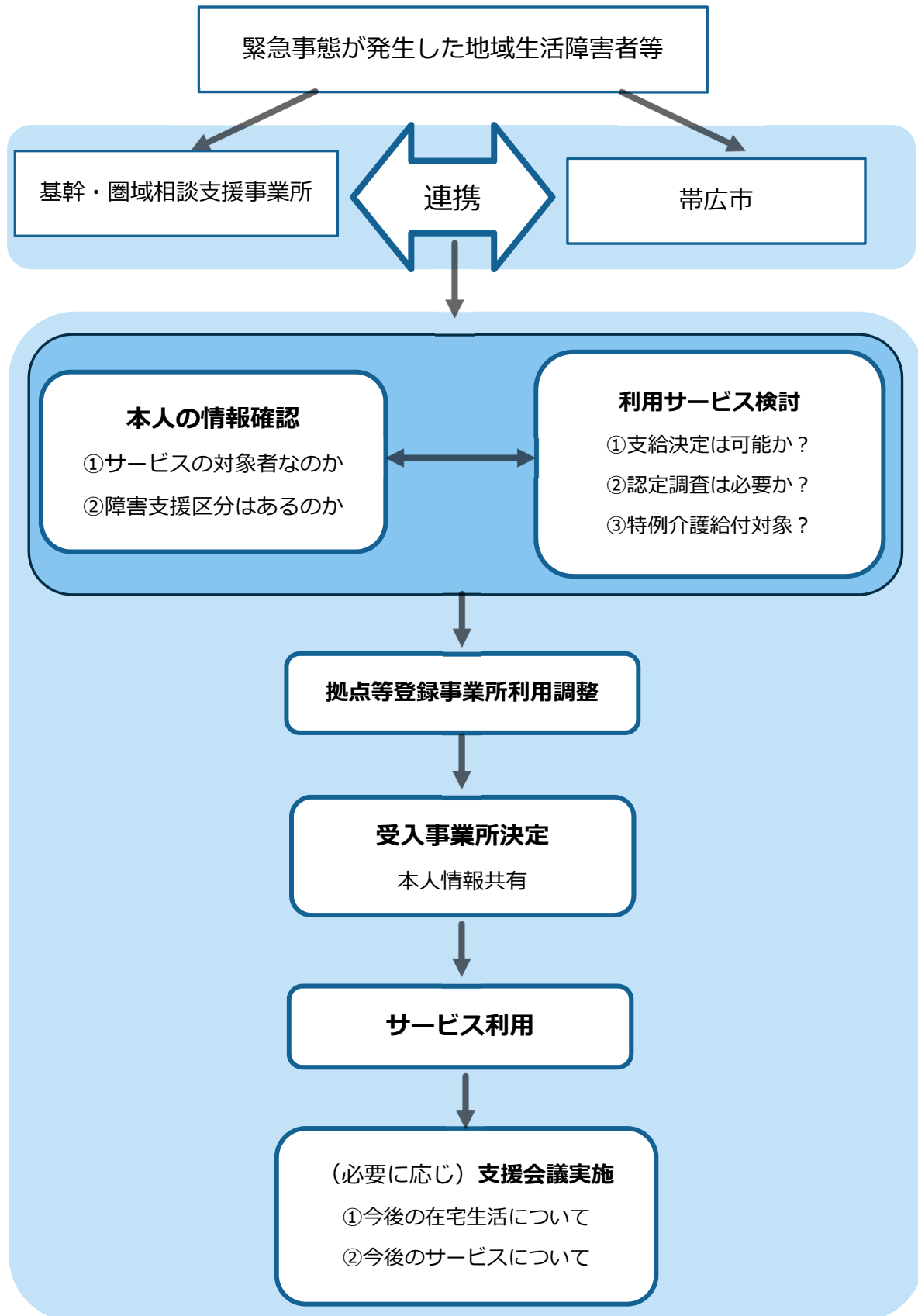
機関	役割
相談支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・短期入所事業所等との連絡調整</li><li>・対応する事業所に必要な情報の提供</li><li>・サービス未利用者がサービスの対象者となるか確認 (2-(1)-ii 参照)</li></ul>
短期入所	<ul style="list-style-type: none"><li>・緊急時の支援が必要な人の受入れ可否を検討</li><li>・責任者がいない場合も受入れの可否を決定できる体制を整える</li></ul>
ヘルパー サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>・緊急時の支援が必要な人への対応の可否を検討</li><li>・責任者がいない場合も対応の可否を決定できる体制を整える</li></ul>
自立生活 援助 地域定着 支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・緊急時の支援が必要な人の一時的滞在の可否を検討</li><li>・責任者がいない場合も一時的滞在の可否を決定できる体制を整える</li><li>・必要に応じて訪問及び電話相談の対応</li><li>・あらかじめ利用者の障害特性により生じうる緊急時の対応を話し合う</li></ul>
その他の 事業所	<ul style="list-style-type: none"><li>・緊急時の支援が必要な人の受入れ可否を検討</li><li>・責任者がいない場合も受入れの可否を決定できる体制を整える</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>・短期入所事業所等との連絡調整</li><li>・対応する事業所に必要な情報の提供</li><li>・サービス未利用者がサービスの対象者となるか確認</li><li>・認定調査実施（委託含）及び支給決定</li></ul>

iii) 緊急時利用の流れ

○相談支援利用者

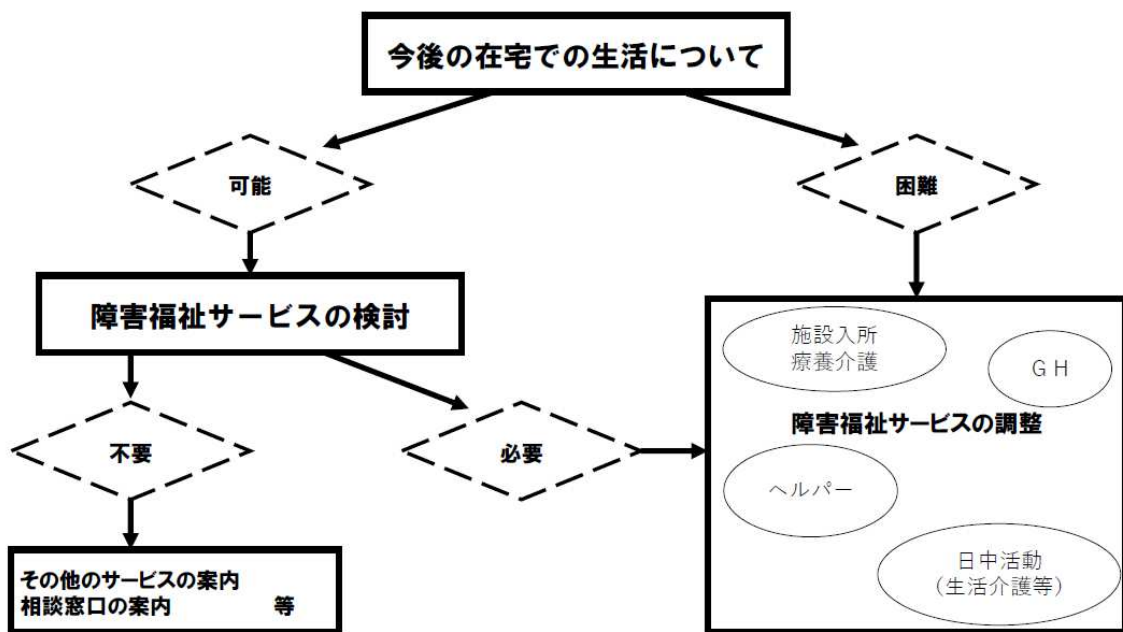


○相談支援未利用者



#### iv) 留意事項

- 利用予定者の障害福祉サービス受給者証の確認が必須。受給者証を持っていない場合や利用予定サービスの支給決定を受けていない場合、手続きが必要になるため、受入れ前に障害福祉課への連絡が必要。
- 緊急時としての受入れ対応は原則1週間となる。その間に、在宅での生活が可能かを判断し、可能であれば、在宅生活に戻るための体制を構築し、在宅での生活が難しければGHや施設入所等サービスを用いた生活の場所を確保する等必要な手続きを進める。



- やむを得ない事情により緊急時の受け入れ終了後の体制の構築に時間がかかる場合は、1週間を越えた利用を検討・調整することも可能。ただし、短期入所事業所の緊急時短期入所受入加算等は最長2週間など、加算によって算定できる期間が異なるため留意すること。

### (3)体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能。

#### i) 機能を担う事業所

共同生活援助事業所、地域移行支援事業所、日中サービス事業所、短期入所事業所、施設入所・療養介護事業所等

#### ii) 役割

機関	役割
共同生活援助事業所	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域生活を希望する者に対して、体験利用の機会を提供</li><li>・ 空床情報の提供</li></ul>
地域移行支援事業所	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 希望者の地域生活移行に向けたコーディネート</li><li>・ 実際に体験利用を提供するサービス事業所と委託契約締結</li></ul>
日中サービス事業所	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 体験的な利用を希望する者の当該体験に対する相談援助</li><li>・ 体験的な利用を行うにあたって地域移行支援事業所との情報共有や連絡調整</li><li>・ 体験的利用の状況を地域移行支援事業所と情報共有し、それを踏まえた今後の支援方針を協議</li></ul>
短期入所事業所	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 緊急時に備えた定期利用の機会の提供</li></ul>
施設入所療養介護	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設外での体験的な宿泊を希望する者の当該宿泊に対する相談援助</li><li>・ 体験的な宿泊支援を行うにあたって地域移行支援事業所との情報共有や連絡調整</li><li>・ 体験的宿泊の状況を地域移行支援事業所と情報共有し、それを踏まえた今後の支援方針を協議</li></ul>

#### (4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

##### i) 機能を担う事業所等

帯広市地域自立支援協議会、基幹相談支援センター 等

##### ii) 役割

- 専門的な対応への体制の確保及び人材養成への取り組み
- 地域の障害福祉サービス及び相談支援事業所の資質向上を図る取り組み
  - ⇒研修会の企画・運営
  - ⇒事例検討会の開催

#### (5) 地域の体制づくり

障害福祉サービス提供事業所等の関係機関と連携し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

##### i) 機能を担う事業所等

帯広市地域自立支援協議会、障害福祉サービス事業所 等

##### ii) 役割

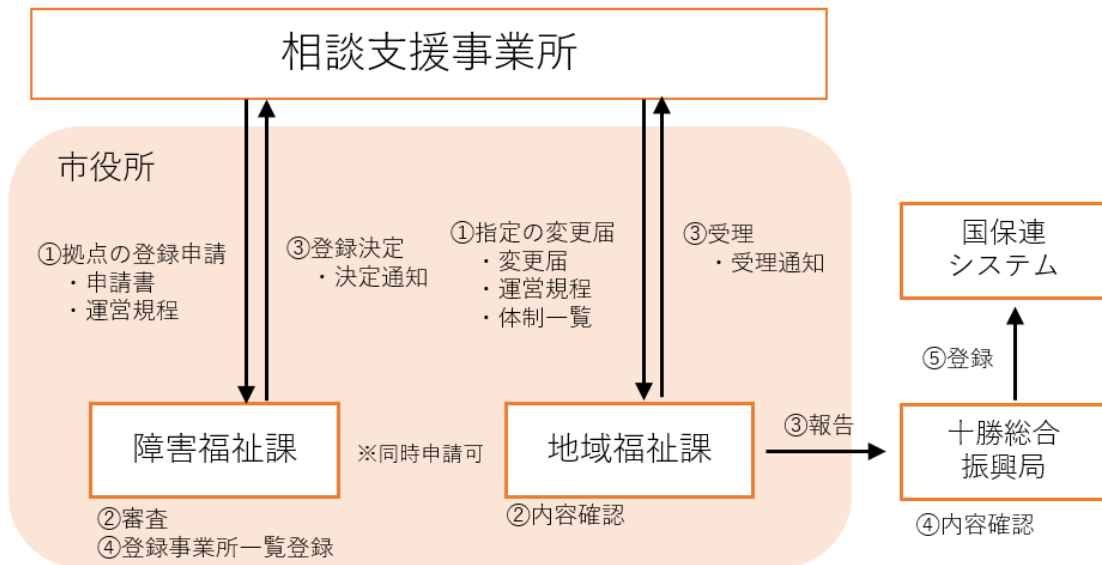
機関	役割
帯広市地域 自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域生活支援拠点に対する定期的な評価</li><li>・ 地域課題の整理とそれに対する取り組み方法の検討</li><li>・ 地域の社会資源の連携体制の構築</li></ul>
障害福祉サービス 事業所	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 各種支援機関との困難事例への課題検討</li><li>・ 地域の課題の整理</li><li>・ 支援機関のネットワークの構築</li></ul>

### 3. 地域生活支援拠点等の登録について

地域生活支援拠点等への登録及び各種加算の取得は以下の手順による。  
拠点に伴う加算は、登録を届け出なければ算定が出来ないため、加算を取得しようとする前月の15日までの申請が必要。

#### ○登録の手順

##### (1) 相談支援事業所



##### (2) その他の障害福祉サービス事業所

